（その１）



収　支　報　告　書

令和 7 年分
（令和 7 年 4 月 28 日開催分）

1　政治団体の名称

（ふりがな）すぎもとあおいをおうえんするかい

杉本葵を応援する会

2　主たる事務所の所在地

奈良市神殿町129-2

3　代表者の氏名

杉本葵

4　会計責任者の氏名

内藤智司

事務担当者の氏名

杉本葵

（電話）080-6583-9591

（電話）

（電話）

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類　参議院議員（現職・候補者等）

選挙区　奈良県

資金管理団体の届出をした者の氏名　杉本葵

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名等

1人目　杉本葵
- ☐衆議院議員（現職・候補者等）
- ☑参議院議員（現職・候補者等）

2人目
- ☐衆議院議員（現職・候補者等）
- ☐参議院議員（現職・候補者等）

3人目
- ☐衆議院議員（現職・候補者等）
- ☐参議院議員（現職・候補者等）

資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

（複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

（複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		¥1	000	000
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）		¥1	000	000
支出総額		¥1	000	000
翌年への繰越額				0

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				0
員数				0

(2)　寄附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア　寄附（イを除く。）の区分					
(ア) 個人からの寄附				0	
（うち特定寄附）				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附		¥1	000	000	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)		¥1	000	000	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				0	
イ　政党匿名寄附				0	
合計　（ア＋イ）		¥1	000	000	

（その７）

(7) 寄附の内訳														寄附者の区分	政治団体		
寄附者の氏名（団体にあつては、その名称）	金額 十億	百万												年月日	住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあつては、代表者の氏名）	備考
国民民主党			¥			0	0	0	0	0	0	円		R7/3/17	東京都千代田区永田町2-17-17	玉木 雄一郎	
この頁の小計			¥	1		0	0	0	0	0	0						
その他の寄附												0					
合計			¥	1		0	0	0	0	0	0						

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額（十億／百万／千／円）	備考（本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出）	備考
1　経常経費			
(1)　人件費	0		
(2)　光熱水費	0		
(3)　備品・消耗品費	0		
(4)　事務所費	0		
小計	0		
2　政治活動費			
(1)　組織活動費	0		
(2)　選挙関係費	0		
(3)　機関紙の発行その他の事業費（ア～エの小計）	0		
ア　機関紙誌の発行事業費	0		
イ　宣伝事業費	0		
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0		
エ　その他の事業費	0		
(4)　調査研究費	0		
(5)　寄附・交付金	4,100,000		
(6)　その他の経費	0		
小計	4,100,000		
合計	4,100,000		

（その15）

(3) 政治活動費の内訳													項目別区分	寄附、交付金	（ 寄附 ）	
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附			十億		千	百万	0	0	0千	0	0	0円	27/3/24	国民環境奈良県参議院選挙区第1総支部	神殿町129-2	
この頁の小計					千	1	0	0	0	0	0	0				
その他の支出												0				
合計					千	1	0	0	0	0	0	0				

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価格が　１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）　又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が　１００万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が　１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が１００万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が　１００万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑ 1　領収書等の写し

☐ 2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑ 3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　8年　4月　28日

政治団体の名称　杉本葵を応援する会

会計責任者の氏名　内藤智司

（代表者の氏名は、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和８年６月３０日

杉本葵を応援する会
代表　杉本　葵　殿

登録政治資金監査人　山内 邦昭
登　録　番　号　第６４１８号
修　了　年　月　日　令和８年６月２４日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、杉本葵を応援する会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、杉本葵を応援する会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると判断したため、私が所属する明徳法律事務所（大阪市西区江戸堀１－８－１７イーエム肥後橋８階）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支

出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

杉本葵を応援する会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上